

布市新町きらく会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、布市新町 きらく会と称し、事務局を布市新町公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、町内の融和と共存・共栄の実を挙げる事に努め、会員相互の親睦と健康保持をまた、会員の安定と幸福を一層増進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、布市新町に居住する 50歳以上の方で、本会の目的、主旨に賛同するもので組織する。

尚 本会の入退会は事務局に届けを提出する。

(事業)

第4条 本会の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1.会員の福利・厚生充実の為、文化・体育・教養・に関する事業。
- 2.町内会の事業・行事の運営に協力し、また蜷川校下長寿会連合会との連携を図る。
- 3.その他、本会の目的達成に必要な事業・行事を実施する。

(会計)

第5条 本会の会計は会費、助成金、寄付金、参加費、その他収入を当てる。

会費は附則で定める。

会計年度は、毎年 4月 1日から翌年3月31日に終わるものとする。

(役員)

第6条 本会運営のため、次の役員を置く。

役員は会員より選出し、総会で承認を得る。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 3名(女性 1名含)
- 3.事務局長 1名
- 4.会計 1名
- 5.幹事 若干名

(役員任期及び任務)

第7条 役員任期は 2年とし再任を妨げない。任務は次のように定める。

- 1.会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長を務める。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3.事務局長は庶務を担当し、町内会との連絡調整を行なう。
- 4.会計は本会の会計事務を担当する。
- 5.幹事は会員相互の連絡調整を図る。

(役員会)

- 第 8条 1.役員会は会長、副会長、事務局長、会計、幹事で構成する。
2.役員会は必要に応じて会長が招集し、運営事項等を協議する。
3.役員会は会の行事を企画 立案 執行しまた、会の円滑な運営、会員相互の連絡・調整を図る。

(総 会)

- 第 9条 総会は年度末に招集し、次の事項を審議する。
審議事項の表決は、出席者の過半数で決する。
1.当該年度の事業報告、収支決算の承認に関する事項。
2.次年度の事業計画、収支予算に関する事項。
3.本会の会則・附則の変更に関する事項。
4.会則による役員承認。
5.その他、特に生じた重要事項

(附 則)

- 付則 1. 第 5条に規程する会費は、年間 1,500円とする。
付則 2. 会員の逝去に際しては、本会代表が葬儀にて弔意を示し、香典を奉納する。
香典の額は 5,000円とし、一切の返礼を受けない。

この会則は、平成25年 3月 31日より施行する。